

合同会社 re 内における行動・虐待防止指針要領

障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援をすることが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理感をもって、その専門的役割を自覚し、自ら使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳
2. 個人の尊厳
3. 人権の擁護
4. 社会への参加
5. 専門的な支援

職員行動指針

合同会社 re 職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するために、「合同会社 re 行動指針」を定め、法人内に示します。

すべての職員は、この行動の指針の厳守に努めることとし、管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるように率先して実行に努めます。

1. 社会的ルールの遵守（コンプライアンスの）徹底

関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2. 環境保全・安全衛生の推進

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3. 社会貢献の推進

地域に根差した法人であるために、社会貢献活動を行います。

4. 人権の尊重

差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

5. プライバシーの保護

プライバシーの保護に最大限の努力をします。

6. 個人情報の保護と管理

個人情報の適正な取扱いを行います。

7. 公正・公平な取引の推進

公正且つ公平で健全な取引を行います。

8. 行政機関等との関係

自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

9. 説明責任の徹底

利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

10. 危機管理の徹底

常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。

虐待防止法に関する事項について

以下のような行為は障害者への虐待

○ 身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押し付ける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に締め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る。

○ 性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

○ 心理的虐待

- ・「そんなことをすると外出をさせない」など言葉による強迫。
- ・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子供扱いするなど自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取扱いをする。

○ 放棄・放置

- ・自己決定と言って、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁していても衣類を取り替えない。
- ・職員の不注意により怪我をさせる。

○ 経済的虐待

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分。

○ その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

障害者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

合同会社 re では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「障害者虐待防止委員会」を設置する。

1.設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

2.虐待防止委員会の構成員

各部署後に担当者を選任し、管理職も参加する。

3.虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催する。虐待事案発生時、必要な際は、炊事委員会を開催する。

4.虐待防止委員会の開催

- ・虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

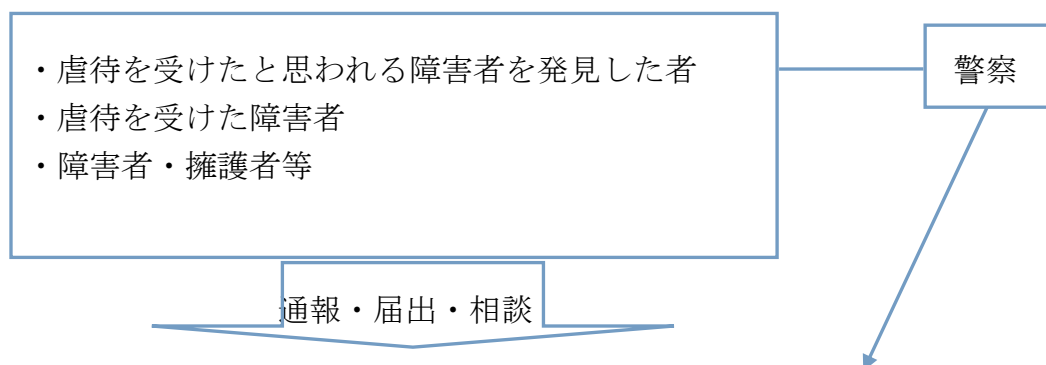
5.障害者虐待防止委員会の役割

- ・虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関すること
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ・虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にもその内容周知徹底を図ることとする。

6.虐待に関する研修を職員対象に年1回以上実施し、虐待に関する知識・権利擁護等に関する学習の取り組みを実施する。

障害者虐待対応フロー図



(1) 通報・届出・相談（受付記録表の作成）

合同会社 re 内虐待防止委員会

虐待事例発見時通報先

宇治市障害者虐待窓口

TEL : 0774-21-0419 FAX : 0774-22-7177

(2) 事業所内会議（社長・管理者・防止委員会委員にて対応方針の協議）

(3) 事実確認、訪問調査（障害者の状況や事実確認、安否確認）

(4) 対応方針検討会議の開催

(5) 支援の実施

(6) モニタリング（状況把握）

(7) 虐待対応の終結

以上とする。

付則

この指針は、平成 31 年 4 月 1 日より施行します。

この指針は改定し、令和 5 年 4 月 1 日より施行します。

この指針は改定し、令和 7 年 5 月 1 日より施行します。